



# 島根県報

平成16年10月1日(金)  
号外 第106号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

訓 令

島根県公文書管理規程の一部改正

(総 務 課)

訓

令

島根県訓令第15号

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程(平成13年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

目次中「、供覧」を削り、「第46条の2」を「第47条」に改める。

第6条第1項第2号中「本庁にあっては整理番号により、地方機関にあっては文書件名簿(様式第5号)又は許認可等件名簿(様式第4号)」を「整理番号」に改め、同条第2項中「、文書件名簿及び許認可等件名簿」を削る。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、総務部総務課長がその登録を省略できると認めるものについては、この限りでない。

第23条中「第13条第3項」を「第13条第2項」に改める。

第45条を次のように改める。

(文書等の收受手続)

第45条 文書等が地方機関に到達したときは、文書取扱主任は、当該文書等の余白(親展文書等の場合には封筒)に收受印を押すものとする。ただし、收受印の押印が困難なもの又は軽易なものについては、收受印の押印を省略することができる。

2 文書を取り扱う者は、知事又は地方機関の長あての文書その他重要なものについては、保存期間が1年未満のものを除き、システムに文書の標題、收受年月日その他必要な事項を登録するものとする。ただし、総務部総務課長がその登録を省略できると認めるものについては、この限りでない。

第46条の2及び第47条の2から第47条の5までを削る。

第49条第1項中「施行及び発送した年月日」を「施行年月日及び必要に応じて発送年月日」に改め、「し、更に署名又は押印」を削り、同条第2項を削る。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第13条、第15条、第16条、第20条、第21条、第23条から第27条及び第29条の規定は、地方機関における文書の作成並びに回議、合議及び供覧並びに文書の施行について準用する。この場合において、第13条第5項中「綠色付せんを、知事決裁に要するものについては赤色付せんを」とあるのは「綠色付せんを」と、第25条中「第10条」とあるのは「第45条」と、第29条第1項中「前条」とあるのは「第48条」と、「主務課」とあるのは「地方機関」と読み替えるものとする。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号及び様式第5号 削除

様式第8号を次のように改める。



様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 地方機関の公文書の管理において、改正後の島根県公文書管理規程の規定によることが困難であると総務部総務課長が認めるものについては、当分の間、なお従前の例による。

3 システムの利用に必要な電気通信回線又は電子計算機の整備が不十分である等の事由により、改正後の島根県公文書管理規程の規定によることが困難であると総務部総務課長が認めるものについては、当該事由が解消されるまでの間、なお従前の例による。